

大口町告示第95号

大口町ふるさと寄附取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町ふるさと寄附取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町ふるさと寄附取扱要綱（平成26年大口町告示第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「、町民活動」を「及び町民活動」に改め、同号イ中「国際交流」の次に「及び都市間交流」を加え、同号オ中「産業振興」の次に「及び観光振興」を加える。

第5条第1項中「大口町ふるさとづくり基金の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第21号）で定める」を「大口町基金条例（平成25年大口町条例第46号）別表第1に規定する」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町ふるさと寄附取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(寄附の区分)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策指定寄附 次に掲げる町の施策への支援を目的とする寄附</p> <p>ア 地域自治及び<u>町民活動</u></p> <p>イ <u>国際交流及び都市間交流</u></p> <p>ウ 防犯及び防災対策</p> <p>エ 福祉及び健康増進</p> <p>オ <u>産業振興及び観光振興</u></p> <p>カ 快適な住環境整備</p> <p>キ 学校教育及び生涯学習推進</p> <p>ク 公共施設整備</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(基金への積立て)</p> <p>第5条 寄附者から受領した寄附金は、<u>大口町基金条例（平成25年大口町条例第46号）</u>別表第1に規定するふるさとづくり基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(寄附の区分)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策指定寄附 次に掲げる町の施策への支援を目的とする寄附</p> <p>ア 地域自治、<u>町民活動</u></p> <p>イ 国際交流</p> <p>ウ 防犯及び防災対策</p> <p>エ 福祉及び健康増進</p> <p>オ 産業振興</p> <p>カ 快適な住環境整備</p> <p>キ 学校教育及び生涯学習推進</p> <p>ク 公共施設整備</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(基金への積立て)</p> <p>第5条 寄附者から受領した寄附金は、<u>大口町ふるさとづくり基金の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第21号）</u>で定めるふるさとづくり基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。</p> <p>2 略</p>